

同窓会会則

第1条 本会は、神奈川県立百合丘高校同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、事務局を神奈川県立百合丘高校内に置く。

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 特別会員 母校の現旧職員とする。
2. 普通会員 母校の卒業生とする。ただし、入会を希望した転退学生で、幹事会が認めた者とする。

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 役員会の開催
2. ホームページの運営
3. 母校後援に関する諸事業
4. 追悼, 謝恩
5. その他の必要な事項

第6条 本会は次の役員を置く。

1. 名誉会長（1名） 会長（1名） 副会長（2名） 書記（1名） 会計（1名）
代表幹事（各回期1名） 幹事（各学級1名） 顧問（現職副校長） 会計監査（現職員若干名）

2. 名誉会長は母校学校長とする。

顧問・会計監査は母校現職員より役員会の推薦により委嘱される。

会長・副会長は、役員会において会員中より選任し、役員会出席者の過半数の承認を得て、これを定める。

幹事は、各回期会員各学級より1名選出し、代表幹事を置く。

会計・書記は、役員会の互選により選出し、会長が委嘱する。

第7条 役員の仕事は次のように定める。

1. 会長は会務を総括し、本会を代表して諸事業を行う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、これを代行する。
3. 会計は、本会の会計事務を行い、役員会時に会計報告する。
4. 書記は、記録及び庶務一般を行う。
5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
6. 顧問は、本会と母校の連絡調整をする。

第8条 役員会は、次の役員にて構成させる。

会長 副会長 会計 書記 代表幹事

第9条 役員会は必要な都度、会長が招集し議事を審議する。運営上必要な事項は役員会によって決定する。

第10条 代表幹事は、必要な都度、幹事会を招集し役員会に提案できる。

- 第 11 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第 12 条 本会は、毎年 10 月の第 2 土曜日午後 1 時に母校にて役員会を開く。
- 第 13 条 本会員は、卒業時に終身会費 2000 円を納入する。
- 第 14 条 本会員は、住所・氏名・職業を変更した際に、事務局に通知する。
- 第 15 条 本会則の変更は、役員会出席者の過半数の承認を必要とする。
- 第 16 条 本会則は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。
1. 平成 5 年 10 月 9 日改正
 2. 平成 11 年 10 月 9 日改正
 3. 令和元年 10 月 12 日改正